

参考様式（第10条関係）

### 審議会等の会議録

会議の名称	座間市基地返還促進委員会第3回会議		
開催日時	平成22年5月27日（木） 9時30分から0時00分まで		
開催場所	市役所 3-2会議室		
出席者	渡辺了副会長、飯島康博委員、加藤仁美委員、大木フミ子委員、大矢修市委員、大矢慎市委員、佐藤節子委員、渡慶次道哉委員、曾根齊委員、濱野真一委員、丸尾博子委員、川原千代子委員、渡辺六郎委員		
事務局	秘書室 渉外課		
公開の可否	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開	傍聴人数	人
非公開・一部公開とした理由	協働まちづくり条例第12条第1項第2号		
議題	利用計画案の審議・検討		
資料の名称	座間市市勢ガイド、返還跡地利用計画にあたっての主な意見（第2回促進委員会での発言）、平成22年4月15日号広報の写し（予算の概要）、市民意識調査等からの要望施設について、市の返還跡地利用計画づくり		

会議の内容  
(会議次第及び  
発言要旨等)

司 会：ただいまから、会議を始めさせていただきます。

本日の委員の出席の状況でございますけれども、会長が身内にご不幸がございましたので欠席との連絡を受けております。また、座間委員につきましては、所用のため欠席のご連絡をいただいております。従いまして、出席は 13 名でございます。

委員の過半数に達しておりますので、座間市基地返還促進委員会規則第 5 条第 2 項の規定によりまして、本日の委員会は成立いたします。

それでは、ただいまから座間市基地返還促進委員会会議を開催させていただきます。

本日は会長が欠席となっておりますので、座間市基地返還促進委員会規則第 4 条 3 項の規定により副会長が職務を代理するとなっておりますので、議長を規則第 5 条の規定により渡辺副会長にお願いいたします。

よろしくをお願いいたします。

議 長：おはようございます。ただいま、司会の方から話しがあったように、会長がご不幸があったということで、私の方で司会の進行をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

不慣れなものなので皆様ご協力をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議事につきまして、資料にありますように、2 つほどありますけれどもそれぞれご審議いただきまして円滑にすすめたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議題（1）の前回の確認事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局：おはようございます。では、お手元にあります資料 1 をご覧いただきたいと思います。前回は第 2 回の会議で委員の皆様方から自由な意見いただきました。それをまとめさせていただいたものがこの表でございます。簡略化しておるとこともありますが、趣旨はそういうことでご理解いただければと思います。読み上げるような形で説明させていただきます。まず、A 委員さんからの意見の内容としては、家族宿舎を含め景観を重視したものという意見がございます。で、黒丸と白丸で区別をしていきたいと思いま

す。黒丸の方は、計画づくりにあたって今後こういう方向で意識していこうというような意見で、具体的な施設整備は白丸に区分をさせていただいております。A委員の具体的な施設は、市民体育館駐車場の整備、屋内温水プールの設置、緑地の保存というようなご意見がございます。H委員さんからは市民体育館駐車場の整備、救急病院の誘致、日米交流のシンボリックなものという意見がございます。E委員さんからは病院、自然を活かしてリハビリを兼ねた散策路の整備、伝統ある建物の保存、平和共存の場として残すというような内容のご意見がございます。B委員さんからは、計画づくりにあたっては、観光資源としてのハードウェアを国に要望する。具体的な施設としては、待機児童ゼロのための保育所、高齢者のための特養、老健施設と病院、日米フレンドシップパーク的なものというようなご意見がございます。I委員さんからは、計画づくりにあたっては、観光資源として座間市に収入が入るようなものを。具体的には、郷土資料館のようなご意見がございます。J委員さんからは、整備すべき施設は、博物館及び美術館、キャンプ場、バンガロー、夢のある公園の整備のようなご意見がございます。D委員さんからは、計画づくりにあたって、宿舎は景観重視し中層程度に、道路側からのアクセスが課題、検討にあたっての情報が少ない、地形は極力直さずに整備するというようなご意見がございます。具体的には、市民体育館と連動するアスレチック、バーベキュー等などが出来る緑地、美術館及び博物館、日米の子供たちの交流スペースというようなご意見がございます。K委員さんからは市民体育館駐車場の整備、さらには県道51号線からのアクセスなどのご意見がございました。L委員さんからは、市民体育館駐車場の整備、車椅子でも利用しやすい形というご意見でございまして、あとは、救急病院の設置。M委員さんからは病院、アメリカが感じられる観光的なものというご意見がございました。N委員さんからは、計画づくりにあたっては、財政支出を伴わないようにとの内容。具体的には、駐車場、キャンプ座間と共存できるような施設、現状を生かしたテーマパーク的なもの、病院は財政的に不可能ではないかというふうなご意見をいただきました。裏面をご覧いただきたいと思います。こういった皆様方からのご意見をまとめさせていただくとこのよ

うになるのではないかとまとめさせていただきました。黒丸の部分、一つは財政支出を伴わないように、景観を重視したものに、観光資源として座間市に収入が入るようなものを、地形は極力直さずに整備、県道からのアクセスが課題というような計画づくりにあたっては、こんなような考え方をもっていくべきではないかということでございます。整備すべき施設といたしましては、病院が5名の方からございまして、市民体育館の駐車場整備が同じく5名の方、日米交流のシンボリックなものが5名の方、緑地・公園が3名の方、平和（日米）共存できる施設が2名の方、博物館及び美術館が2名の方、あとはそれぞれですが、温水プール、自然を活かしてリハビリを兼ねた散策路、郷土資料館、保育所、高齢者のための特養・老健施設、キャンプ場及びバンガロー、アメリカが感じられる観光的施設、現状を活かしたテーマパークということでございます。資料1の意見のところ、私はもう少しこういうことを言ったよというものがあれば付け加えさせていただきます。一応意見のまとめというような形でご報告をさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局から説明がございました件は、前回、皆様からいただいたご意見をまとめたものでございます。

これにつきまして、何かございますでしょうか。ないようですので、続きまして、議題2に入ります。利用計画案の審議・検討ですが、これにつきまして事務局から説明をいただきたいと思っております。

事務局：資料2の広報をご覧ください。前回、市の財政状況をというお話もございました。財政状況と一言と言っても難しいのですが、平成22年度の当初予算の内容と少し注釈をつけさせていただいて、市の情勢というものを少し知識としていただきたいと思いますという思いから説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。まず、平成22年度の前年度予算総額59,226,761千円でございます。これは、一般会計というものと、あとは特別会計で国民健康保険とか公共下水道とか介護保険これを

全部含めた合計額でございます。通常子どもが一般の行政を行っていく上で一般会計というところをメインに考えておりますので、その点を中心にご説明させていただきます。22年度の一般会計予算というものは、33,747,374千円でございます。前年度と比べて24億ほど多くなっております。なぜ多くなったかと言いますと、その下に子ども手当2,154,623千円を除くと書いてありますけれども、この子ども手当分、今年から新しく支給されることになり、月13千円で皆さんに支給するということですが、これが、21億円あまりあります。これがまるまる増えた形になっておりまして、この表1の上から2番目の子ども手当を除くというところを見ますと去年から比べて1.0%の伸びとなっております。一般会計の中で歳入という部分でご説明させていただきますと歳入の方は、景気の動向によりまして市民税の伸び悩みというのがみられておりまして、円グラフで見ていただきます。歳入で大きく占めるのが市民税でございます。8,321,558千円というふうになっております。これに平成20年度の決算まだ昨年の決算が出ておりませんので一昨年になるのですが、20年度の決算額がいくらかといいますと、9,585,000千円あまりで、かなりダウンをしている。それからその下の固定資産税7,260,305千円、これはほぼ20年度と同額。この83億という市民税をみますと平成18年度の決算額とほぼ同じような額。ですから、18年の水準に歳入の方は戻ってしまうと言っても過言ではないかと思えます。それから、歳入のうち皆さんが一番気になるのでしょうかけれども、市債、まあ借金の話なのですが、平成20年度末の市の全体の借金の額というのは267億円あまりでございます。市民一人当たり210,878円になります。ここでは、まだ残高があって毎年毎年返していくわけですが、返す額の方が現在では多くなっております。今歳入の円グラフのところを見ていただいて、市債というところが3,170,716千円となっております。その左の歳出というところで、公債費というのがあると思えます。これが返すお金なのです。これが3,667,082千円。ですから、借りるより返すお金が多いですから、段々段々借金も減っていくだろうという予測もたつ訳でございます。それほど市債に

よって影響を受けるということは、考えられないということでございます。歳入の方はいずれにしても厳しい状況でありまして、歳出の出る方でいきますと、今この棒グラフというのが、その隣にあります。この中で一番多いのが扶助費と書いてあります。その扶助費の伸びが21から22年度でかなり上がっていますけれども、この扶助費というのは主に福祉関係の予算でございます。扶助費の中に先ほど言いました子ども手当というのも入っております。この関係で21から22というのはかなり大きく伸びております。それと平行していわゆる生活保護費これが大きく伸びておりまして平成20年度生活保護費の決算額が23億円あまりだったのですが、22年度当初は29億8千万円あまりになっております。生活保護費ですから、全部国が面倒みてくれるというとはそうではないんですよ。生活保護費の1/4は市の負担になります。ですから、単純に言って、29億ですと $4 \times 7 = 28$ 、7億ちょっと位が市の持ち出しとなります。この持ち出しというのがかなり大きい、他の事業にこのお金が使えれば、例えば全部国庫が負担してくれれば他に使えるという形になるのですが、ちなみに海老名市ですと半分ですんでいる。なぜ座間が生活保護が多いのかなとなるのですが、座間と海老名では生活保護の基準の区分が違う。それで皆さんが座間の方が良いということで座間に来てしまう。具体的にいうと生活保護の方が多い。所得もそれほど高くない方も多いということなので、全体的に市税の伸びも高くなってこないというような状況がございます。さらに子ども手当の支給で21年度から22年度を見ますと、35.7%増ということになっています。扶助費だけでですね。ですから、そういう関係からいわゆる投資的経費ですが、投資的経費は用語解説の下の方に書いてあります。道路の整備や公共施設建設のための普通建設事業費などの経費ということでございまして、そこに回せるお金というのはなかなか限られたものになってきています。限られたなかで、国の補助金とかいろいろな材料を見つけ出してきて、いろんな工夫をして20年度の決算では12億6千万あまりでございますけれども22年度では145,581万円と少しは増えているという状況になります。投資的経費に充当できる財源というのは、一つには、経常的に使う経費との関係がございます。どうしても減らせな

い、その経費について経常的に入ってくる収入、経常的に出て行く支出これを比較したものが経常収支比率というもので、それで見ますと平成 20 年度の決算で 91.9%なんですね。これが、たとえば 80%ぐらいになるとするとそのあまったお金というのが、こちらの投資的経費にまわせるのです。余裕がでてくるようになりますが、今は 91.9%なんです。それでも、以前よりは少しは改善されています。ちなみに県央 8 市の経常収支比率の平均というのが 90.2%。少し県央 8 市よりも財政の硬直化があるということです。もう一つ、財政力指数というのがあるので、財政力指数というのは、1 をオーバーするほど財政力が豊かであるというような形になっています。座間市の場合はどうなっているのかというと、3 カ年の平均ですけれども 0.979。20 年度ね。県央 8 市の平均はというと 1.138。ですから財政力としては、少し差があるということございまして、この 1 に満たない部分を地方交付税でカバーをしていただいているということございまして。また、人件費でございますけど、人件費につきましては、一番ピークが平成 11 年でございます。86 億 2 千万円あまり支出しておりますけれども、それから、いろいろ私共努力をいたしまして減少しております。20 年度の決算では 7 4 7, 1 0 0 万円まで減少させて、この 22 年度では 7, 2 7 6, 9 9 4 千円というふうになっております。職員数も昭和 57 年には 897 名おりました。平成 20 年度末には 748 名に減少いたしております。私共の給料についても少し引き下げになりまして、私共もだんだん厳しい状況になってきております。この下に市民 1 人あたりの年間支出というのがございます。歳出合計 2 6 4, 5 5 2 円でございますけれども、平成 20 年度の決算ですと、2 4 3, 4 6 3 円ということですので、規模自体は上がってきているということで、いろいろなところに限られた財源を工夫しながら使って市民の皆さんの生活を守るというような意味で頑張っているという事でございます。今年予算編成もそういったことでギリギリの形で工夫しながら編成をさせていただいたという状況でございます。雑駁ではございますが、またご質問があればお答えしますが、そんな市の財政が厳しいよといっても数字的に、現実的にどうなのか把握をしていただきたいという意味で説明をさせていただきました。

ので、またご質問があればお答えをさせていただきたいと思えます。とりあえず以上です。

議長：ありがとうございました。よろしいでしょうか、事務局の方から説明がございましたが、何かご意見等ご質問等をいただきたいと思えます。

委員A：やはり投資的経費というものも優先順位というのがやはりあるわけですね。早急にやらなければいけないものもあると考えたほうがいいのでしょうかね。これは。

事務局：ほんとにもう投資的経費にまわせる財源というのは限られてますから、今、市の方で、実施計画というのをつくっています。予算とは別に3年間の、これから3年間どういう事業をやるのかっていう実施計画というのを予めつくって、その中で予算を組んでいくという形になっています。ですから、3年間の実施計画を組むときにそういった財源の関係も考慮しながら、じゃあどういう事業をやっていこうかと。さらに予算編成の段階では、その中からさらにまた絞って、同じような事業だったらどっちを先にしようかというような判断をします。ですから、かなり予算査定というのでも厳しい時代になってくると思えます。やはり市民の方のニーズはたくさんありますから、その中から何を優先順位をつけてどういうふうな形でやっていくか、いろんな注文というのもありますけども、そここのところがやはり財政サイドとしても毎年苦労しているところでございます。ただ、そここの考え方で、例えば今、返還跡地の関係で検討していただいています。それで、ここの施設整備を第1に優先順位が一番というような形に位置づけをして、やっていこうということであれば、そちらが優先ということになると思えますので、今の状況からいけば、他の施設整備との兼ね合いもありますけども、これの優先順位というのはかなり高いというふうに私は思っておりますけども、ですからここで検討していただいた施設の整備というのは、ある程度現実的に動いていくのだろうというふうに思っています。



委員B：今後検討するにあたって、ちょっと資金やなんやを確認したいんですけども、例えば国の予算というのは三年計画でやろうとすると、後年度負担すなわち借金で返済をしていくという予算の確保の仕方があるんですけども、市というのは単年度でそれをやっていこうとしているのでしょうか。それとも後年度負担的なものはあるのでしょうか。

事務局：いわゆる0国債という国の手法であると思うんですけど、市のほうでは債務負担行為という形になります。例えばいろんなコンピューターとかそういった機械のリースがあります。そうすると五年計画になりますから、五年間のものを見積もって、その内訳は債務負担行為としてそれはもう確定をしておくという形になります。さっきの市債の話、借金というのは、建物によっては2年計画だったりするものもあり、そういった場合は2年にまたがりますけども、基本的には単年度で、その事業をいくら借りてやるか、またその返済は何年後かとそういう形になります。

委員B：柔軟性は持っているのですね。わかりました。

議長：他にありませんでしょうか。

では、ないようですので、皆さん色々話でましたけれども、今後どのように進めていくかについて。

事務局：すいません。講義みたいな形になって申し訳ないんですが、やはりこれから検討するにあたって、知識をすこしお伝えしたいということで、もう一つ資料を用意させていただきました。資料3番でございます。前回も市民の皆さんの意見を聞いたらというようなご意見もございました。私どもの方も市民意識調査等の市民アンケート調査というものも行っておりますので、その辺の結果についてお知らせをしておこうということで資料3を作らせていただきました。まず平成21年1月にまちづくりアンケートというのを実施いたしまして、その結果からみますと、座間市が取り組んでいる施策の中で充実してほしい分野、どれが重要ですか、というような問いをしたときに、第1位は医療体制の充実、これ

がもう断トツで 56.5%でございます。以下 2 位が高齢者福祉、三位が健全な財政運営、防犯体制、公園・広場の充実というふうが続いておりまして、この医療体制の充実ということについては、居住地域別といたしますか、どちらかに住まいの別かによって、また年齢別、性別、居住年数別でもやはり全て重要性が一位でございます。次に平成 21 年 3 月に市民意識調査が行われております。これで見ますと、今後座間市が力をいれるべき事項として重要度といたしますかどれが重要ですかという問いに対しまして、第 1 位は保健医療対策の推進が 84.9%、次に高齢者・心身障害者福祉など福祉の充実 83.3%、三位が防犯・交通安全対策の推進 30.1%、以下航空機騒音対策など公害など環境対策、15 位に公園の整備や推進というふうになっております。同じ調査で自由時間・余暇をすごすために、あなたは何が必要だと思いますかという問いかけをしましたところ、第 1 は趣味・教養講座の開催 42.7%、第二位がスポーツ施設の整備、第三位が公民館・コミュニティーセンターなどの学習施設の提供、第 4 位がスポーツ教室やレクレーション教室の開催という結果でございます。次に平成 21 年 10 月と平成 22 年 3 月に次の総合計画の策定作業のための地域別懇談会というのを実施いたしております。その中で様々な意見をいただきました。その意見が後ろについています、細かくて恐縮なんです、全部含めて読むのもなかなか大変なんです、要約しますとどの地域でも病院が必要であろうと、はやく総合病院つくってくださいよと、医療体制を充実してくださいよというような意見というのはどこの会場にいても出されてございます。それから、市議会においては、今後コミュニティーセンターの整備計画、今、コミュニティーセンター 8 館ございますけども、全体的な計画として各住区といたしますか小学校区の 11 地区に全てコミュニティーセンターを作るという当初の計画がございまして、ないのは緑ヶ丘、入谷、座間地区にないということでございます。それからそういうコミセンの建設計画をどう考えるんだという質問もだされております。それからこの返還候補地に関して、多目的広場というのも望ましいのではないかと、いろんな交流の場にしても、子供たちが遊べる場にしてもある程度の広さをもったものが必要ではないのかなと。その広場をうまく利

用して、例えば体育館でなにか大会をやるときにも大型バスの駐車場が今ない状態なんです。臨時に止めたらどうかとかそんなような意見もございます。ですから資料 3 はあくまで参考までに要望というか意見というものをご紹介させていただきました。これを参考にしていただければというふうに思います。

議長：ありがとうございました。今までのところでご質問・意見があれば、ごさいませんか。

委員 A：医療制度の充実というのは保健福祉では高いと思うんですけども。一般的には必要と思うんですけど、確か病床数に関しては座間市は、たしか広域的に捉えていて、中で足りているという形でバランスが悪いんです。座間市では特に少ないのじゃないかと思うんですけども。そこのところ考えていかないと難しいんじゃないかと思うんですけども。

事務局：次の資料 4 でお話させていただこうかと思ったんですけど、先にご質問があったのでお答えさせていただきます。今、病院の場合、保健医療計画で基準病床数というのを定められております。その基準病床数を定める範囲というのがあり、座間市は、座間・海老名・綾瀬・大和・厚木・愛川・清川の範囲を一つの圏域で見えていって、その中で病院のベッド数が足りているのか足りていないのかという判断をその中でやります。仮に座間市で病院が足りない場合でも全体をみた場合には病床数が足りているよと。そういう判断がなされる。現実的にも基準病床数というのは、基準の決め方というのは国が決めるのですけれども、県央でいいますとその基準のベッド数が 4,750。いま計画で出ている実際の数は 4,785 ということで 30 ばかりすでにオーバーしている。ということは座間市に新しく病院を建てようとした場合に入院するベッド数というのは、新たなものは認められない現状があります。ですから、病院を作るためには基準を引き上げてもらうということがある。そういう要望を今県知事の方にもさせていただいてますし、今の医療の現状といいますと、前に市内には五つ救急病院があったんですけど、廃院したり海老名の方に移ったりというこ

とで、今は2つしかないんです。ですから、入院できる病院が2つしかないので、大和とか厚木などいろんな病院にお願いして、毎晩毎晩、救急がでた場合の対応をやっている。そうするとたとえば救急車を夜中に呼んで病院に連れて行ってもらったのが、厚木の向こうの方だったとかそういったケースというのがかなり出てきていることも事実なのですね。ですから、なるべく座間市内にそういった体制が増えるようにするためには、病院というのが必要なのです。そういうことで市としても重要な課題と認識しています。そのために基準病床数の枠をもう少し広げてください。そうしないと病院というのは今の状況ではできませんから。できるとしたら今の県央の枠の中で、例えば厚木の病院を厚木から引っ越してきてもらおうとか、そういったことはできます。ただ、今の現状の中で新しく病院を建てようと思ったら不可能な形になっています。ですから、うまく基準病床数を増やしていただいて、是非座間に病院を作りたいというのが、私共の素直な気持ちなんですね。市民の皆さんの要望も非常に強いものがあるということでございます。それが資料4の病床過剰地域の解消というふうなことに繋がっていきますので、先にその部分だけ説明させていただきました。そういうことでご理解いただきたいと思えます。

議長：他になにかご意見はありますか。

委員B：確認なんですけど、これは病床数というのは、官民というか市民病院・県立、あるいは個人の病院係わらずの病床数ですよ。てことは基準を設けてても私が100病床数の病院をつくりたいということを抑えるということにはできないわけですよ。基準はあくまでも基準であって。違うんですか。そこが一番大事なことだと思うんですけど。

事務局：それはできないですよ。もとはなにかというと医療法という法律があって、その法律によって、県の単位で医療計画というのを定めなさい。それについては基準の病床数これだけですと、というような形でありますから、それをオーバーすることはベッド

をもった病院の開設というのは認められないということになります。ですからその基準をなんとか撤廃してほしいということを県知事に要望してますし、その見直しが 24 年かな、にありますので、そこに併せてそういうことを国に要望して、くださいというお願いをしているところです。

議長：結構なんか相反するような足かせをみたいだね。かた一方で。

委員C：追加で質問なんですけども、過去に基準の見直しとかつてのは、具体的にどれ位柔軟に行われてきた経緯があるんですかね。

事務局：国の中で検討するんですけど、5年ごとに一応見直しされていると思います。前は、話によるともっと多かったらしいんです。というのは現状があったわけですから、それを少し引き下げた関係で、結局今オーバーになってしまったという、結果としてそうになってしまったということの事実があるんです。ですから、現状オーバーしているということ事態がおかしいじゃないのという話になるかと思うんですけど、それは以前の基準というのがもっと高かったんです。それを見直しによって引き下げたために、結果として今が過剰になってるという現状があります。ですから、座間市内だけを見るとほんとに困ってるんですけども、県央の医療圏をみると足りているよという判断がされるのはおかしいんだろうというふうなそういう主張を私どももしています。それは県の方もわかっていたらいいとは思いますが。保健所単位でやってますんで、そこらへんは私どものほうも、今、福祉のほうから要請書だしたりいろんな活動させてもらって、是非、座間でも病院ができるような環境をつくるということで努力をしているところでございます。

委員C：すいません、たたみかけるようで申し訳ないんですが、ある程度例えば人口がこれくらいでございますとこの地域は、そこからある程度硬直的に基準というのは決められてしまうものなのか、それとも地域からの要望だとかいろんな要素を汲み取ってそれを判断要素に加えてもらっているのか。それはどうでしょう。

事務局：これには、人口等で計算式があるんですけど、その一定の計算式に当てはめて、出た答えによって、病床数を決めていくというような。それは医療法の施行規則だかにかいてありますけど、ちょっと今資料をもってきてないんですが。一定の計算式というのがあります。ただそういった要望、地域の実情というのを加味していただかないとそれだけの計算式だけで進むというものでもないですから、そういったことは要望を受け入れてくれるように努力していくというそういうところだと思います。

委員B：今のC委員の後押しするというわけではないんですけど。パラメーターがあれば計算式が簡単にできますよね。だけどパラメーターにでないようなニーズというものがあるじゃないですか。そのニーズというのは、どのように国が今後再考していただけるのか、あるいは取り上げてくれるのか。そういうところはあるんでしょうか。要するにパラメーターに限らない分の要望も。

事務局：特に認めたものとかいうのはあるはずなんです。一定の基準はありますけども、それを決めるのも審議会、その決める会議というのがありますから。その中の議論なかで現状というものとか要望だとか地域のおかれている現状だとか、要素にならないということはないと思うんです。どの程度加味していただけるかわかりませんが、それを加味していくように私どももやっていかなければいけない。

議長：ありがとうございました。他には。

委員D：今のお話なのですが、ちょっと伺いたいんですが、今の病床基準ができたのは5年ごとの見直しということで仰っていたので、いつですかこれは。平成19年？この医療法で国民医療計画の中の基準というのが最高限度を定めているわけですね。それが不思議だなと思ったのですけれども、普通最低限度を定めてプラスアルファはどんどんいけばいいと思ってしまうのですけれども、昔からこの基準は最低限ではなくてシビルミニマムでなくて最

高限の基準だったのででしょうか。不思議な感じがしまして。平成 20 年～24 年ですね。

事務局：今の県の保健医療計画で平成 20 年～24 年度の 5 年間の計画期間で、基準病床数の算定については、医療法の施行規則の第 30 条の 30 というところで算定方法があるんです。アッパーには変わらないですが、今の計画になったときに引き下げられたんだと思うんです。病院というのをどうしようかという議論の中では必要なことだと思います。今まで申し上げた市民の意見というのにも実際に困っているという現状もありますから、そういったことで見直しに当たって色々な要望していく。今の計画期間 20 年～24 年ですので、25 年からの計画に対しての見直しをもうちょっと上げてよというようなそんな形になろうと思うんですが、その要望というのを追加していきたいというふうに思っています。いずれにしてもアッパーは間違いのないということです。

議長：ありがとうございました。他に何かありませんか。資料 2.3.4 の中で結構です。

委員 E：医療体制の関係で、圧倒的に多いんですがね。やっぱり自分のいる居住地域を考えてみてもすごく実感として思うことは、高齢社会になって独居世帯があるということ。独居になってそれから痴呆がでた場合ですね、一生結局健全者としては住めないわけですよ。そういう人たちへのケアがこの医療と高齢者の 1 位 2 位に占められているのではないかと思うんですけど。この圧倒的な高くなる一方で、社会情勢とか座間の情勢ですよ。私のいる居住地域が実態的にそういうふうになっておりますので、本当にこのことは、返還地域のこともそうなんですが、精神的に憩える場所が象徴的にないかなといつも考えますよね。自分ももうすぐ高齢化になっていきますので、それをすごく思いますよね。

事務局：これからの中で検討していただきますから、そういった中で、そのお考えをできるようにすれば良いと思います。

議長：それでは、資料4の方に。

事務局：2.3 はあくまでも予備知識ということで受け止めていただければと思いますが。資料4が今日の本題になるわけでございまして、市の返還跡地利用計画づくりの方向性についてということで、前回、皆さんから自由な形でご意見をいただきました。それについて先ほどの資料1でまとめさせていただいて、それに対して今後委員会としてどのような方向で取り組んでいくのか、今日はある程度方向性を決めていただければという考えでこの資料を作らせていただきました。まず、説明させていただきますけれども、資料1でありましたように返還跡地利用計画づくりの基本的な考え方として、まず一つ目、陸自家族宿舎の建設を前提とする。諸状況が変化した場合は再検討する。これは第1回目の時に確認させていただいた点でございます。市民要望の高い施設を整備する。これも確認をさせていただきました。市の財政支出を極力抑制する。これについては、国のサポートを要望する。それから景観を重視する。自然を活かし、緑地を保全する。それから、観光資源となり得る施設も検討する。土地の形状を極力直さずに整備する。県道からのアクセスを多角的に検討する。こういった考え方を基本にして、これから具体的な土地利用を考えていくことではないかな、という形で私どもの方でまとめさせていただきましたので、また後程ご意見等いただければと思います。それから、その下の部分でございます。市が返還跡地に整備すべき施設の検討ということで資料1で出されました施設について必要性和課題等を大雑把ではございますが並べさせていただきました。まず、病院でございます。必要性和いたしましては、救急医療体制の充実のためにもこれは必要であろう、市民要望も一番高いものがある。課題としましては、市立病院の設置は財政的にはとても不可能であろう。病院要望に答えるためには民間病院の誘致という方向になろうかなと思っております。それから、病床過剰地域の解消というのは先ほど申し上げましたことでございます。それから、駐車場でございますけれども、必要性は市民体育館利用者の利便性向上のため必要である。課題につきましては、跡地に整備する施設の駐車場も必要でありますので、ある程度体育館とそれ



から整備する施設の利用者を考えた中で駐車場整備も考えていかなければならないのではないかと。それから、日米交流のシンボル施設、キャンプとの共存施設ですが交流ができるような施設が必要であろう。この必要性としましては、立地としても日米交流が可能な施設が必要であろうと、観光資源となり得るようななんらかの仕掛けといったものも必要になってくるのではないかと考えています。そのためには、施設内をどうするか。資料館や交流スペースを整備した複合施設としてはどうか。民間活力の導入を検討する。この民間活力というのは、例えばレストランとかグッズの販売ですとか、そういった形の中では民間の力を入れてやったらいかかかなと、考えています。施設を作るにしてもある程度複合的な形で施設をつくったらと考えています。それから公園・緑地でございますけれども、これは今の自然を活かす必要もございまして。それから、E委員さんもおっしゃってましたが、リハビリを兼ねた回りも散策できるような路もやろう、公園・緑地については、土地の取得に際しての優遇措置、時価の1/3が有償、2/3が無償貸与そんな優遇措置がございまして。それから課題につきましては、公園整備に工夫が必要である。その周辺の座間公園、富士山公園、大坂台公園がございまして。さらにあそこの公園を整備するよとなると、ある程度特色があるようないわゆるテーマパークみたいな形のなにか仕掛けが必要であると考えております。それから、先ほど申し上げましたように多目的広場の設置も必要ではないかと考えております。それから、博物館及び美術館でございますけれども、文化的観点から必要である。ただ、財政的な面からみますと現実的にはなかなか厳しいのではないかと、いうふうに考えます。また、展示品等の確保についても課題あるかと考えます。それから裏面に移りまして、温水プールがございまして。これにつきましては、体育館との連動から必要であろう、市民要望もある。ただ課題といたしましては、温水プールの場合はゴミの焼却施設との併設など余熱利用を考えた中では効率的かなと思っておりますけれども、単独でやる場合には維持管理の関係の経費、その経費的なものをいかにするかが課題である。あるいは現状民間施設の温水プールもございまして、その辺の住み分けと申しましょうか、そういったことも考えていかなければならないと考

えます。それから保育所につきましては、市全体の待機児解消策といった面で必要である。課題については、今保育所が市内に 9 箇所ございますけれども、あと民間もございます。だいぶ年数がたって老朽化している現状もございます。そういった建て替えと待機児解消をあわせた中で、新しく施設を建ててそこに定数を増やして、それで解消を図っていくというような方向で福祉の方も考えているのでございますけれども、そういった整備の今後の計画といたしますか、そういったこととの調整といたしますか、それがあそこに建てる場合はそういったことも考えていかなければいけない。その調整も必要であろうというふうに思います。それから、特養・老健施設ですけれども、これは、先ほどのお話のように高齢化にどんどん向かっていきますので、施設の重要性というのはかなり高いものがあるかと思えます。ただ、市のほうで高齢者保健福祉計画というものを作っておりまして、それにこういった施設の整備計画そういったものも対応しております。その調整が必要になる、それと基本的にはこれは民間でお願いしようという方向にはなっております。それから、キャンプ場及びバンガローでございます。日米交流の場としても考えられるので必要性はある。課題として、交流施設、先程の日米交流のシンボリックな施設との兼ね合いで検討が必要であろう。さらには、キャンプ場やバンガロー設置の場所として、ロケーションとしてどうかなというのもございます。そういったものを付けさせていただきましたので、今日はまずは、計画づくりの基本的な考え方を皆さんで議論していただいて、次に、整備すべき施設の検討ということについて、ある程度絞ればよいのですが、絞れなくてもかまいません。自由にこれからこういった施設を整備していこうかという方向性ぐらいいただくとありがたいのですが。その方向性ができましたら、今、平行して国とのキャンプ座間に関する協議という具体的に防衛側と協議をしているところでございまして、今まだ宿舎を何処に建てるかということが確定をしておりません。そういった関係もございまして、そういうものを合わせて考えながら、次回に施設の検討にはいきたいというふうに考えております。

議長：ありがとうございました。資料4についてなにかご意見ご質問がございませうか。

委員D：前回の意見の中に、計画づくりの基本的考えの中に出ているのですけれども、たとえば⑥とかですね⑤というのでしょうか。なるべくキャンプ座間の様子を残したまま計画をすればいいのではないかという意見が大分あったのではないかと気がしているのですね。私の印象ではありますけれども、そういう中でその下に施設の検討をまとめていただいていますけれども、例えば、観光資源といっても新たに作るという方法もありますけれども、キャンプ座間の中にあつた近代的な遺産ですとか歴史的なものを例えばここに移設をして、そうするとやや文化的、歴史的な観点が出てきますから、博物館や美術館になりませうけれども、そういうようなことが外に伝えられるのではないかという気がするのですね。この前の意見で検討する資料があまりにも少ないのではないかというふうにご意見申し上げたのですけれども、この際何か要望があれば出していただけるといふことで、メールでお願いしてあつたのですけれども。

事務局：資料は用意してあつたのですけれども、とてもメールで送れる量ではなかつたので、後でD委員にお示ししようと思つてここに用意してあります。

委員D：分かりました。私が申し上げたのはキャンプ座間の中でどのような近代遺産ということを一リストでよかつたのですけれども、そういうものを活用できるかなと思つたので。

事務局：キャンプの中の遺産というものを外に出すということは、ちょっとその、かなりハードルが高い部分もあります。そういう文化遺産を保存していくというのも米軍の方もそういう意識でいますので、今資料をみていただくと分かるのですが、いろいろなものを文化財として残していく考え方をいただいている。一般的ではないのですが回れるようにはなつています。ツアーはできている。以前は座間のふるさとガイドの会の皆さんも実際にその

文化財をみていただいたり、そういったこともやってはいます。それをあそこのところに持ってくるについては、私の判断はつきかねるということです。

委員D：持って来るということではなくて、現状をしりたいということで資料が出てくればなと思ったんですね。

委員E：これは、先日拝見させていただいたコース。全体をみたからそうだったんですけれども、返還の予定される区域とは別に考えた方が良いでしょう。キャンプ座間の敷地全体をみさせていただきましたが、返還の予定地については地続きだけれどもそこは、別に考えた方が良いでしょう。

事務局：この委員会で、何かを考える場合は、あくまで返還地の中で施設の整備・運営というのをどうするかと。で、今お話ししているのはキャンプ座間の中に残っている文化遺産というものを返還地の中にもってくるというのは難しいということです。

委員D：持ってくるというのを提案しているのではなくて、キャンプ座間全体の中の一部ですので、全体のことをきちんと抑えた資料があるといいなと思ったのですね。今回検討する敷地にもしかしたら、近代化遺産がないかもしれないけど、土木遺産的なものがあるといいなと思ったのが意図でございます。

事務局：もうちょっと返還地がこっちにきていけば、天皇陛下の防空壕があったのですが、ちょっとないですね。見ていただいて分かるように石垣で組んであったところもありますので、コンクリでなくて本当に石で。あれが昔のやり方でできているというものですね。あとは樹木ですか、あそこに貴重な樹木があるか分からないんですけれども、そういったものも保存できるものは保存すべきだと思うんですが。

委員D：いろいろ申し上げて申し訳ないんですけれども、こういう議論する時に私都市計画をやっているもので、図面のようなものをき

ちんとないと客観的に判断できないような気がしているのですね。例えば近代化遺産だってそれをどうするかいうのを前提に、キャンプ座間にはこんなものがございませぬみたいな話とか、あるいはこの中で出てきている病院の話でもそうですし、病院の県の保健医療計画の中で数字の問題も出てきているのですけれども、県央ではどんなふうに病院が立地していて、皆さんどういふふうに使っているかという話とか、もっとしぼってきて、高齢者保健福祉計画という中では図面でいうとどんな感じになるのかとか、保育所についても今どうなっていて、どこが不足しているのか、なんかそういうのがないと、ここにどういふニーズがあるのか、目に見えてこない気がするんですね。私としてはそういう資料がなくて、皆さん方はお住まいでいらっしゃるのだけれども、今日、市勢ガイドも配っていただいているので、そういうのがある中で検討できればもっと客観的な形で位置付けできるのではないかといいふうに思っておりましたので、意見として申し上げます。

議長：D委員の言われることはよくわかります。

事務局：今日お配りさせていただいたこの裏に地図があるんですけども、ここではある程度現状の施設も載っています。今後どういふ計画を、どこに建てるのかというのは、なかなか難しいわけですし、現状でいくと何処にあるかというのと、病院は相模台病院と相武台病院というのが、ここら辺に相模台病院と相武台病院というのがあります。以前はこの辺にも病院があったんですけども、このところは救急病院というのは、全然なくなってしまいましたということでございまして、特養は、新しいのは載ってないんですけども、例えば相武台の特別養護老人ホーム・ベルホームというのがございまして、相模台病院の横に老人保健施設相模というのも書いてあります。新しく新田宿グラウンドのところには第2座間苑というのができたわけなんですけども、それは載っていないみたいなんです。今後老人ホーム・特養をどの位整備するかというのは基本的なものはあるかと思いますが、それをどこにというところの図面までは難しいのかなと思います。座間以外のところで、例え

ば病院の位置がほしいという場合は、相当広域になってしまいますので、イメージ的にどうかなと思いますけども、今は救急の病院というのは、座間では相模台病院と相武台病院で、綾瀬市に一つ厚生病院というのがありまして、それで三つ。あと海老名の二つの病院と厚木の六つの病院、大和の四つの病院、これを全部加えて、毎日当番制でまわしているということなんで、座間は2つですから、割合からいって市外になる確率はすごく高いんですね。座間市内の病院に救急で運ばれるという確率は逆にいうと少ないというかそういったところの現状もあります。そうなるといういろんな面で影響があるんです。例えば救急車で運ばれるんだったら、距離が遠ければ戻ってくるのにも時間がかかる、その間に救急の要請があった場合にはどうするんだという話があります。そうすると救急車をもっと増やしたほうがいいんじゃないかという話もあります。ご家族の方も遠くのほうの病院に連れて行かれちゃって困っちゃったというお話もよくうかがいます。そういったことも考えますと、やはり現状すぐに新しく病院を建てるということは、海老名から例えば病院が移ってくればそれは可能ですけど、さきほども言ったように。新しく新規で病院を建てようとするとも病床過剰の地域の問題がでてくる。ですからそこをいかにクリアするかが私どもの方も今懸命になっているところなんです。

委員D：図面上に例えば相武台病院の利用圏域とかそういう図はないんですか。利用圏域がどういうふうに想定されているとか、そういう図って図っているのはないんですか。

事務局：ないんです。民間の病院ですから、座間じゃなくてもそこは決まってるんです。病院がどこの地域を受け持つかっていうのは決まってるんです。

委員E：個人の意見に過ぎませんが、私自身がかかりつけの病院にずっと行ってらっしゃるんですけどね。これは座間市ではないんです。とにかく生活圏で一番便利ところというのが相模原市なんですけどね。道路を挟んだ目の前にあるんですよ。自分が具合が悪くなったとき12月の27日か28日にもう高熱をだして、インフルエンザ

にかかって行ったことがあるんですけど、もしものときにはあなたのこのデータを医療チームの半径何キロで体制つくってありますので、救急の時にはここここへ電話してくださいと仰ったんですよね、そうしたらあなたに対するケアがちゃんとできるようになってますとそういうことを仰ったんですよね。ですからそれはもう地域じゃなくて医療チームの体制がちゃんと出来ているということなんですけども。そういうことから医療機関と行政とちょっと違うのかなと思うんですけどね。

事務局：相模原市の話ですよ。相模原市の医師会と病院とどういう提携があるシステムになってるかは詳しくないんで正しくはわからないんですけど、体制というかそういうのが整っているよという話だと思うんですけど、ただ相模原の医療機関に比べたらね、ほんとにもうどうも。

委員E：相模が丘というのは、昔相模原市でしたので、その関係で前からずっと治療院のお客がたくさん行くんですけども、相模台病院も地域の人より遠くからみえるんですよ、ですから送迎バスがあったりなんかいろいろしたりしてますけども。ですからお医者さんの場合は、お医者さんの力ですよ、実力によっていろいろあるんじゃないかなと思うんですけど。

議長：ちょっとここで休憩よろしいですか。

事務局：いまコピーしてまいりましたので、キャンプの中にはこういったモニュメントがありますよということで。

(休憩後)

委員E：側溝ひとつみても、ほんとに水が溜まらないようにあんな細いんですけどね、きれいに水がながれるようにできてるなと思って感心したんです。ですからあれ壊さないでほしいなと思いますね。すごく立地状況としては、ほんとに歩きにくいところでしたけどね、あそこにかわいらしい建物がちょこちょこ建っていた

んですけど、通りかかりでみますとクリスマスのイルミネーションがそのまま幻想的できれいな景色だったんです。それが今行ったらないですから。

委員D：それどの辺から見てですか。

委員E：これ、今いただいた地図の中にありまして、ポツポツとなるところ。今返還するんじゃないかといわれているところと、それからゲート 5 のあたりというところから見えたということですね。行って見たらなかったからがっかりしちゃったんですけど。建物は全部撤去してありましたけど地形だけは残ってたんで、あの石垣を壊さないでほしいなということですね。

事務局：それは、また。資料 4 に戻らせていただいて、すいませんけども。基本的な考え方として、この委員会で検討していく場合に、今 7 項目あげてますけども、そういった考えた方で進んでよろしいかどうかというようなことをご意見をいただければと思います。

委員C：よろしいですか。私、申し訳なくて前回欠席してしまったので、この施設等についての必要性だとかについて意見を述べる機会がなかったわけなんですけども。今後、この委員会が答申をだす時期というのは夏頃ですか？というぐらいにお伺いしていたと思うんですけども、当然この病床過剰地域という指定がされたままの状態のわけですよ。これが仮に見直しがされるとしても平成 24 年ですか、だから将来的な話しになるわけで、その現状、医療法に基づけば病院を建設できない状態であると、その現状認識の枠の中で答申をだすのか、これは現状は打破するんだと、これだけ市民のニーズが多くて、必要性を多くの市民が感じている以上は、是非これは例えば救急医療が可能な病院誘致を考えるべきであると。それにむけて行政は最大限今の基準の見直しに向けて、努力すべきであるというもちろん答申の可能性もあるというふうに理解してよろしいんですよ。



事務局：全くそのとおりで、現状申し上げますけども、現状からみたらじゃあ無理じゃないというのが素直な感じとして思われる方もいらっしゃると思うんですが、無理を無理でないようにしたいというのには市の側にもあります。市民の皆様の要望というのもありますし、安全で安心して暮らせるという意味からすると医療施設の整備というのやはりそこがポイントだろうと考えています。先の話になりますけども、そういった方向でご答申をいただけるということであれば、それに向かって私どもも最大限努力して、その実現をめざしていくという形にさせていただければと思っています。先程も申し上げておりますように、市としても医療体制の整備というの重要な課題と考えてますので、そういったことも組み取っていただいて、現状というよりもこういったことをやるべきだというようなニュアンスでも結構ですので、そういった形の答申でも結構だというふうに思ってます。

委員B：答申にいたる前に皆さんで議論すべきことは、個人的な見解ですけどもニーズが一番高くても可能性のないものはニーズを下げてもやるのか、あるいはニーズが高いままで、こういう打開策があるよね、そこを突っ込んでいきましょうというのがここで議論されるべきだと思うんです。例えば例をとりますと今の病院は、法体系でも無理、もしかすると財政的にも非常にきつい、土地を買う値段もいるわけですからね。そこで例えばですよ、いただいた前の資料の処分の仕方のなかでやはり特例があるわけですよ。何十年もここに市民のために負担をかけたのに、なんでそういうことを国はやってくれないのか。なんですかこの理財局長ですか、この人が承認すればいいわけでしょ。だからそこを突っ込むんです。ですから一番高いニーズを皆さんで目指すんです、ということやるのか、いややはり重要性、環境問題とかいろいろとさうるさいんで、一つニーズを下げた次のものでいきましょうよと。そうすると財政出動もあまり伴わなくていいですよ、というようにところでいくのかを我々で相談して検討して、それで提言のところにもっていくというのがいいかなと私は思います。

議長：ありがとうございます。他には何か。

委員F：先ほどC委員がいったとおり、答申が7月位というとなかなか時間もないわけですね。先程のほんとに必要なものを市民のためにというのはここにあるように病院とそれから福祉の問題が大きな関りというか関心をもっています。というのは例えばそこに博物館とか公園とかというとなんかありがたくないなというか、ほんとに必要なのは病院じゃないかと思います。例えば12万9千とかそれぐらいですよ、その人たちがほんとに大きな病気があったときにとっても町医者じゃ手に負えない。必ず市外・県外に行かなきゃいけない。やはりそういときには屈辱ではないですかね。病院があったらいいなとほんとにそう思います。実は私4月30日に影があったんで入院をしたんですよ。横浜の市大病院ですね。「Fお前の近くにいい病院ないのか」と聞かれて、なかなかない、じゃあしょうがないから市大病院紹介するということで行ったんですけど、そういうことを考えてやはりそれまで病院という意識はなかったんですけども非常に感じましたね。もし市立病院となるとこれは財政的にも大変だと思うんですよ。もっというと大和は市民病院は多分赤字ですよ。ですから市で病院を確保するというのは、なかなか経営も大変じゃないかなと思いますから、例えば民間誘致とかね。土地も病院にとってはかなり大きな場所が必要ですから、じゃあ座間にとってその場所的なものが何処か病院建てる場所があるのかっていうとなかなかないんじゃないかなと。そういう面では更地で非常につくりやすいかなと。そういうときに市として優遇の税制をしてあげるとか、民間がきやすいような指導というか、例えば不動産取得税を何年か免除するとか、あるいは法人事業税を削減しようとか、そんな民間もきやすいようなサポートしてあげれば、ひよっとしたらくるんじゃないかなと思うんです。さっきも仰ったように、病床数が無理だからそれをあきらめろというのであれば話は別ですけども、法改正までまつのはなかなか難しいからそういうのも素直にいいんじゃないかと思いました。

議長：ありがとうございました。他には。

委員G：私も前回申し訳ないお休みしてしまったんで、何も意見というものを出してなかったんですけど、先週でしたか日曜に緊急があって、病院のほうに深夜行ったんですけど、その時にやはり本厚木の病院をいわれまして、本厚木まで行ったんですけど、何故本厚木まで行くのかというのもあったんですけども、説明を聞いたところで、県央でベッド数が足りているから云々というのは、実際我々としてはわからないわけですよ。実際、座間市内ではこういうふうにして出ているというのはあると思うんですが、実際私も不便さを感じた一人なんですけど、土地があるからといって病院イコールではなくて、やはりどっちをとるのかといわれると、ニーズをとるのかといわれるとやはりそれは二番目でも三番目でもみんなが希望してることであれば、それは一年、二年の問題で片付く問題ではないと思うので、やはりニーズをとるのではなく、土地活用で考えていったほうがいいのではないかと思っております。あと美術館とか博物館とかいうのは、実際には計画とかいっているんですが、実際には小学生あるいは中学生なんかが一学期ごとに見学すれば一回で終わりなのかなというのがあります、博物館もそうです、実際そう行っても一般市民が一度足運べば、もう二回目はあまりいかないのかなというのがあります。やはりそういうところを考えると、この中ではでてないんですけども、土地の有効活用としては、皆さんご存知かもしれませんが、座間市は清川自然の村というキャンプ場と提携してるんですが、実際には来年度 23 年で契約が終わります。あとかなり傷んできているというのもあるんですが、23 年度で実際にはキャンプ場がなくなってしまうんですね。この場所がキャンプ場としてロケーションはどうだろうかとも私といわれると考えるんですが、清川みたいな最低限ヒルの問題はないかと思えます。あと、ある市ではわかあゆの里ということで、プラネタリウムがあったり、宿泊施設があったりとか、研修施設があったりとかホールもあって全天候型というかそういう施設もあります。実際にはないものは何なのかと思ったときにそういう施設も必要なのかというののも一件あります。あと連休とかに実家に戻ったときに座間の特産物とか思ったんですよ。ふるさと祭りで特産物が増えていってるとはいいですか。しかしどこで売っているのかわからない部分があるんで

すね。他の市では言葉的には「道の駅」、あるいは「畑んぼ」というのが地元の農家の人たちが出した野菜とか、朝市を市の方でやっていると思うんですが、そういう野菜とか地元の農家が作った味噌だとかそういったもの、あとは特産物売ってるお店とかそういうのが一カ所くらいあってもいいのかなという気がしたんですが、私なにも意見だしてなかったんで、希望もかねて出させていただきました。

議長：ありがとうございます。他に。

委員H：前回、こういう意見ということで載ってますけど、まず病院の誘致ですね、それとあと日米交流関係の施設というかそういった地域にしてもらいたいという二つの要望をさせていただきました。一つ目の病院に関してはほんとに市民の方々のニーズというものもありますし、市民の方々の生命・財産を守る根幹となるものでありますから、いろいろ法律的な障壁があってもなかなか難しいのはありますが、C委員さんも仰いましたけど今後の可能性を鑑みれば、今難しいとは思っても可能性的には答申もありじゃないかのご意見もいただきました。もう一つの切り口ですけど日米交流の場というのは、今回の土地というのはどっかの工場が撤退して空いた土地だとか、土地区画整理事業で空いた土地を有効利用しますよというのではなくてね、まず座間キャンプの一部が返還されるという、まさに米軍がある程度駐留していた場所と考えたとき発生源がアメリカのにおいを感じる場所であることは普通の返還地と比べれば違うのかなと思っています。そういった中で座間においては観光資源が大風だとかいろんな形での観光資源がありますけど、もう一つ座間キャンプという負であった財産をプラスの財産に転じるように、そういった返還地を何か日米交流の場もしくは発信の場になるようなものというのもおもしろいかなと、いわば観光の切り口。あともう一つは、我々の子供たちも座間に生まれ育って外に出たときにお前の座間に何かがあるんだよというときに、大風だなんだはあるんですけどそこに醸成されているようなそういった場所になってもらいたいなという希望的観測を込めて、日米交流の場というのも前回はあげさ

せていただいた次第でございます。とりあえず以上です。

議長：私は議長だから話をしてはいけないと思うんですけど、景観計画のときにD委員と一緒にいたんですけど、その時に、よく友人に何処に住んでいるんだといわれたから座間に住んでいると、座間は何があるんだというのは10年近くは座間はなにかあるのというのは普通だった。委員の中には「キャンプのあるところだよ」というと「あーあ、あそこか」というような。今、H委員が言われたように、せつかく返還候補地になってる、そういうとこの相互乗り入れじゃないですけど、アメリカのいいところ日本のいいところ施設じゃないですけど残していけばいいじゃないかというように私は思いました。やはりPRするときに座間はこういうもんがあるよということをやったほうがいいじゃないかと個人的には思いました

委員E：私はそれにプラスして座間の良いところの精神面があるんですけど、座間は何もないけど、すごく教養の高い人と医療施設のとても充実しているところだっって人には話をするんですね。昔は、国立の相模原病院があり、病院といわれてたんですけど、そこから真っ直ぐに南にいきますと今の東海大相模高校が、兵士たちが最後に退院した後一時療養していた施設だったと思うんです、そこに人がたくさんいたのを小さい頃よくみていた。どうしても退院したあと、抛り所がなくてあそこにたむろしていた人がたくさんいたんですけど。そのうちに開業医がたくさん沿道にできてきているんです。ということは優秀な小さい病院をかかえている方々がこの相模が丘、座間地区にたくさんいらっしゃると思うんです。ですからやはり悲しいことがあつての最終的には精神的にとっても人を暖められるような方が大勢いらっしゃるんです。ですから座間キャンプの存在も私は精神的に静かに温存されていた土地だと思って今60年近く年をとっているんですが、それを感じているんです。ですから写真みせていただきましたけど提議させていただきますけど、かなり感情的に敵対意識をもつてるところでしたら手にすることはできないと思うんです。そういうことよく考えまして日米で沖縄の問題でもホントに騒いでますけども、

やはり冷静にいられる座間市民として、協働できるようないい方向をみんなで考えていったらいいなと思います。

議長：ありがとうございます。他にはなにか。

委員C：どの施設も非常に魅力的で、すばらしいと思うんですけども、やはりこの施設の中に複数の施設の建設が可能なのかというのは私よくわからないんですが、やはり最優先すべきものとそうでないものというのは優先順位があってしかるべきなのかなど。命を守るという要請があって、それから福祉という要請があって、バーベキューだとかなんとかいわゆる日常生活をより豊かにするというレジャー的な遊び的な要素の施設があって、さらには文化的・歴史的なものといろんな魅力のある施設はたくさんあるんですけども、やはり優先順位で命を守るというものが、どれが優先ですかとなった時に最優先されるべき事項じゃないかと思うんです。そのときにベッド数云々の話であきらめてしまうっていうのは、促進委員会としてあまりにも志が低いと思うので、少なくとも最優先にすべき事項としては病院をもってくるのが筋でないかなど。例えば平成24年の今度の見直しの時期に実現しませんでしたといったときにそれをどうすんだというのは別途また考える必要があると思うんですけど、まずはそこに向けて最大限の努力と財政的な負担の軽減に関しては、さきほどFさん仰ったように、市民病院なんていうのは実際不可能ですから、大和の市民病院は一般会計から十何億補填しているですよ恐らく。実際市民病院というのは不可能だと思うんで、民間病院の誘致が可能な、さっきF委員が仰ったようないろんな策を考えていただいて、財政負担のない中で民間病院の誘致というのが最優先事項にくるべきではないかなど、スペース的に可能であるならば二次的・三次的要素を答申に加えてもいいかなどは思うんですけど、一番の優先事項としてはそこをもってくるべきじゃないかなど個人的な私の意見です

議長：それをB委員さんが仰ったようにできないことだけど皆の要望が強いからそれを一番にもってくるのか、そうじゃなくてそれが

二番・三番に抑えてできる順位からやるのは、どうでしょうか。

事務局：この病床数の解消というのは、今すぐやるというのは難しくても、見直しの中に併せて計画の中でやるというのは可能性はゼロじゃないんですよということを付け加えさせていただきます。

議長：ありがとうございます。他には。

委員A：答申が7月ということなので、できれば次のステップという形の提案なんですけど。土地の有効利用というかたちで市民要望とか抽象的にも考えていかなければならないことがでてくると思うんです、即実現可能というのもでてくるだろうし、病院ひとつとるにしても病床数の改良が必要だし、病院の計画一次・二次・三次、需要によって病院の建て方がいろいろあると思う。施設を整えなきゃいけないとか使用できるのか、それはまた別の次元でそういう委員会があると思うんで、そうすると一年や二年では実現ができない。もちろん大切なんですけども、抽象的に考えていかなければいけないと、専門的な知識がありまして、自分たちも勉強していかなければならないんですけど、行政の方が専門的知識もってらっしゃるので、ある程度でてるんですからある程度たたき台を作り上げていただいて、次のステップに移るという方が検討しやすいんじゃないかと思うんですけど。それはどうでしょう。

議長：皆さんどうでしょう。今のA委員から言われたとおり市の方としてたたき台ですか、それを出してもらってそれを踏まえて検討してということでは。

委員A：高めていけば、次のステップに繋がってると思うんですけども。

議長：いかかでしょうかね皆さん。大体ご意見それぞれ出ましたので。

委員H：今のA委員さんの考え方に私も賛成です。あとさきほどF委員も仰ってましたけど、基本的にはこの答申でいきましょうと決め

ながらも、ある程度含みというか、いろんな付帯的な意見もくっつけた形でも答申としてはよろしいのでしょうか。ちょっと確認を。

事務局：それは全然かまいません。あくまで、将来的な話では付帯意見としてつけるとかあるいはこれを整備するにあたっては財政負担が少なくなるような形でやってくださいとかそういう意見を付けるというのは全然大丈夫です。

議長：ありがとうございます。そういうことで、市の方で案を出してもらってその意見を踏まえながら、次回に繋げていこうと、よろしいでしょうか。

委員D：この検討委員会あと何回あるんでしたっけ。7月に答申ですね。

事務局：当初7月予定と言いましたが、8月位、まあ夏までにという形で、できるだけ早くとは思ってますけれど、国との協議の状況もごございますので、答申の時期については流動的に考えていただきたいと思います。市のたたき台をという話をごございましたけども、少し目に見えるような形で考えさせていただいて、さらに皆さんでたたいていただいて作り上げていくという方法もよろしいかなと思いますので、それは私たちが工夫をさせていただければと思います。

委員C：結構です。委員会が何回かも決まらないんですね。

事務局：委員会自体は6回を予定しております。今3回ですね。後3回ということですね。

委員C：では3回で。もう一つ答申の内容なんですけれども、比較的委員の方々のご意見を伺うとB委員が仰っていたことだと思うんですけど、市民のニーズを優先して、はっきりいって病院でいくのか、それとも少し実現可能性の目を含めて、日米交流なども含めた文化的・歴史的なものにするのか、二つ意見がでてきている気が



するんですね。どちらかにするのかあるいは両論併記になるのかなと思っているんですけど、その両論併記のようなこともできるのでしょうか。答申では。

事務局：この地域 5.4 h a のうち、自衛隊家族宿舎として国が約 2.3 h a を使いたいということで、残り 3. 1 h a 残るんですね。その残り 3. 1 h a の中に何を整備していくか。病院というのは 3 h a は必要ではないんだろうと思います。病院だけということではなくそういった施設を市の利用できる場所に整備して最終的に全体の形がきまる。一つだけではなく、駐車場、日米交流施設などいくつかの施設がはいる前提で考えていただければいいと思います。その際に今でているものがいただいた意見をまとめたものですから、その中で優先順位なり課題もあるでしょうし、それから何故この施設なのかという根拠付けもあるでしょう。そういったものも踏まえて検討をいただき、答申をいただければと思います。

議長：ありがとうございます。他になにか。それでは、ないようでしたら市としての案を出していただくよう、お願いするとともに、本日、出された意見を踏まえ次回に臨みたいと思いますので、皆様方、よろしく申し上げます。次に、「その他」ですが、何かございますか。

事務局：その他のところですが、次回の会議は、国との協議に於いて、ある程度、宿舎の建設予定地が示された後でないと、具体的な検討に入れませんが、国との協議の進行状況を見ながら、皆様にお知らせしたいと思っています。

本日いただいたご意見を事務局で整理させていただき、更に進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長 次回の会議については、今、事務局から説明がされたとおりで、よろしいでしょうか。以上をもちまして第3回会議を終了いたします。皆様のご協力に対しまして、厚くお礼申し上げます。

